

◎新潟県告示第598号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 山北徳新会病院
- 2 所 在 地 村上市勝木1340番地1
- 3 有効期間 令和7年7月3日から
令和10年7月2日まで